市内自治会の活動紹介~田口地区自治会~

田口地区自治会は、自治会だけではなく、肱北公民館田口分館や地域の各種団体が一体となり、多世代間 の交流を含めたさまざまな地域行事を開催しています。その中でも、主な3つの活動をご紹介します。



田口地区自治会がある田口地区は、市の中心部、富士山の麓に位置し、学校や病院、 大型スーパーなどが近くにある便利な地域です。

田口地区は自治会、肱北公民館田口分館、消防団、自主防災組織、神社、シニア会、 愛護班など、全11団体で構成されています。年5回の役員会には一堂に集まり、地域 の行事などをみんなで話し合い、協力し合っています。そのおかげで地域はまとまり、 行事もスムーズに行えています。

4月に自治会と分館が統合再編されますが、これまで同様、それぞれの組織の特性を 生かし、住みよい地域づくりを田口地区のみなさんと一緒にできればと思っています。

三世代交流ふれあいたんぼ

<mark>∼農業や食に対する</mark>関心を育み、健全な心と体を育てる~

<mark>自治会内の生涯学習</mark>部会を中心として実施している「ふれあいたんぼ」 活動は、児童を見守り子供の居場所をつくることを目的として平成13年 に開始し、今年で24年目になります。一年を通して、うるち米やもち米、 <mark>スイートコーン</mark>、サツマイモ、サトイモ (いもたき用) 、大豆 (節分用) など を育てています。



(小豆・大豆ひき)



(稲刈り・稲木)



(大豆おとし)

参加者の声



田植えのとき、泥の中 でなくした靴下が今でも 気になっています。サト イモは土が固くて掘るの が難しかったので、友達 と一緒に掘りました。収 穫したお米で作ったおに ぎりはとてもおいしくて おかわりしました。



この活動の楽しさは、いろいろ な年齢の人と関われたり、一緒 に力を合わせて作業をしたりす るところです。私にとって米作り は初めてで、どの作業も新鮮で した。それと同時に作業の大変 さも知り、お米を食べられること のありがたみを感じています。こ れからも続けて参加したいです。

大豆や小豆の収穫には、昔ながらの道具(唐竿)を使用します。まずは高齢 者がお手本を見せ、続いて保護者と子供達が挑戦。初めはうまくいきませんが、 だんだんとできるようになっていきます。三世代で交流することは、文化の伝 承にもつながると考えています。また、お米は刈り取り、天日干し、脱穀など 一連の収穫作業を行った後、「おにぎり」にして参加者にふるまいます。自分 たちが育てたお米で作ったおにぎりを手にした参加者の男児が「ありがとうご ざいます!」とうれしそうに帰っていく姿がとても印象的で、スタッフ一同、 やる気をもらい、活動していて良かったという気持ちになっています。

多世代の住民が農業行事に参加し交流することで、子育てを地域で応援する 機運が高まり、地域の活性化も図られ、個々の自然を想う心や自分で考える力 も養われると考えています。



田口ふれあい子ども食堂

<mark>~「ふれあい・支</mark>え合い」をモットーに、多世代交流の拠点として取り組む~

<mark>一人で食事をする子</mark>供や独居の高齢者が増えている状況を改善しようと、令和元年11月に「田口ふれあい」 <mark>子ども食堂」をオー</mark>プンしました。自治会内の健康福祉部会が中心となり、分館をはじめ各種団体と一緒に 月に1回 (第3土曜日) に開催しています。子供だけでなく大人も参加でき、毎回50人前後が参加しています。







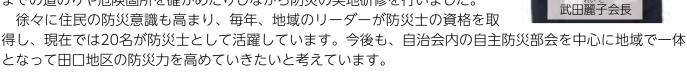


食事の前には、子供やお年寄りが一緒に輪投げやモルックなどのゲームを楽 しみ、小学生が小さいお子さんに絵本の読み聞かせをするようなほほ笑ましい 光景も見られます。高齢者も家から出て、人と会い、会話をしたりゲームをし たりすることで自然と安心感や満足感も得られているようです。私たちの子ど も食堂は、共に食事をするという楽しみはもちろんですが、多世代間の交流の 場として、にぎわい作り、高齢者の健康づくり、子育て支援にもつながる地域 の貴重な存在です。これからも「地域の食堂」として活動を継続しながら、参 加者の裾野を広げていきたいと考えています。

自主防災組織の活動

<mark>~災害を知り、まち</mark>を知り、人を知り、そして活動を継続していく~

平成30年7月豪雨の際に被災した経験から、2年をかけて「災害図上研修」 <mark>を実施し、防災マッ</mark>プを制作しました。完成した防災マップは氏名や住所などを <mark>記入できる災害・</mark>避難カードと一緒に各世帯へ配布しました。そして、この研修 <mark>を一過性のもの</mark>で終わらせないよう、田口分館主催の「里山を歩こう」という行 <mark>事のゴミ拾</mark>いと並行して、災害マップ上の「一時集合場所」を巡ったり、避難所 までの道のりや危険箇所を確かめたりしながら防災の実地研修を行いました。





防災士取得者の声

田口地区は、平時から各行事を通じて住民同士が顔見知りとなっ ていることから、災害時にはすぐに駆けつけることができる共助関 係が構築されています。

今後も田口地区の特徴に応じた防災活動の啓発を行い、住民の防 災意識を高めることで防災・減災に取り組んでいきたいです。





【問い合わせ先】 復興支援課地域自治推進係 **2**0893 (57) 9989



市ホームページ

自主防災組織

引っ越し(転出・転入)の手続きはお早めに

大洲市外に引っ越しするとき【転出届】

【窓口で必要なもの】

- ▷国民健康保険証(被保険者のみ)
- ▶届け出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- ▷印鑑登録証(登録者のみ)
- ▷介護保険被保険者証(被保険者のみ)
- ▷医療受給者証(こども医療などの受給者のみ)
- ▷後期高齢者医療被保険者証(被保険者のみ)

【郵送による転出届】

市ホームページ掲載の転出証明書交付請求書、本 人確認書類のコピー、宛先記入し切手を貼付した返 信用封筒を同封して市民課宛に送付してください。

【マイナポータルからの転出届】

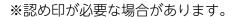
詳しくは18ページをご覧ください。



市外から引っ越してきたとき【転入届】

【窓口で必要なもの】

- ▷転出証明書(前住所地で発行されたもの)
- ▷届け出人の本人確認書類(マイナンバーカードな ("بلے
- ▶年金手帳または基礎年金番号通知書(加入者のみ)
- ▷介護保険受給資格証明書(認定者のみ)
- ▷特定同一世帯所属者証明書および 旧被扶養者異動連絡票(該当者のみ)
- ▶異動者全員のマイナンバーカードまたは住民基本 台帳カード (保有者のみ) ※注1参照
- ▶異動者全員の在留カード 市ホームページ 3 特別永住者証明書(外国籍の人)



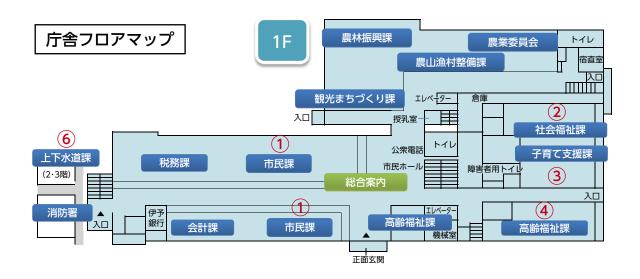


大洲市内で引っ越しをしたとき【転居届】 【窓口で必要なもの】

- ▷国民健康保険証(被保険者のみ)
- ▶届け出人の本人確認書類 (マイナンバーカードなど)
- ▷印鑑登録証(登録者のみ)
- ▷介護保険被保険者証(被保険者のみ)
- ▷医療受給者証(こども医療などの受給者のみ)
- ▷後期高齢者医療被保険者証(被保険者のみ)
- ▶異動者全員のマイナンバーカードまたは住民基本 台帳カード (保有者のみ) ※注1参照
- ▶異動者全員の在留カード 市ホームページ 特別永住者証明書(外国籍の人)
- ※認め印が必要な場合があります。



- ※転入・転居・転出を本人・同一世帯員以外の代理 人が届け出る場合は、委任状が必要です。
- ※転居届および転入届は、転居(転入)した日から 14日以内に届け出をしてください。郵送での手 続きはできません。
- ※注1:マイナンバーカード・住民基本台帳カード は暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続き をする場合は、カード所有者本人に暗証番号を確 認しておいてください。同一世帯の人は、直接暗 証番号を入力できますが、代理人(別世帯)の場合 は、暗証番号を書いた紙を封筒に入れたものを持 参してください。職員が代わりに入力します。
- 問 市民課 ☎0893(24)1710



マイナンバーカードの住所や氏名に変更が あったときは手続きが必要です (1)

引っ越しや婚姻などで住所や氏名に変更があった 場合は、カード内部の情報更新と表面の追記欄に変 更内容を記載する手続きが必要です。窓口にマイナ ンバーカードを持参してください。(暗証番号必要)

なお、暗証番号が間違っている場合は再設定が必 要となるため、同日に手続きを完了できないことが あります。

問 市民課 ☎0893(24)1710

そのほかの手続き

【障がい福祉関係】②

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉 手帳を持っている人は、転入先の福祉事務所などで 住所変更と受給者証などの手続きを行ってください。

また、次の受給者についても同様に、転入先で所 定の手続きを行ってください。

- ▷特別児童扶養手当受給者
- ▷特別障害者手当受給者
- ▷障害児福祉手当受給者
- ▷心身障害者扶養共済加入者



▷自立支援医療費受給者

(精神通院、更生医療、育成医療)

▷補装具費・日常生活用具費受給者

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を持っ ている人で引き続きサービスの利用を希望する場合 は、転入先で支給申請をしてください。

問 社会福祉課 ☎0893(24)1758

【児童手当】 (3)

転出の際に「受給事由消滅届」を提出し、転出予 定日の翌日から15日以内に転入先で「認 定請求書 | を提出する必要があります。 ※転入手続きだけでは、手当は支給され ません。



問 子育て支援課 ☎0893(24)5718

【介護保険被保険者証】^{MAP}

65歳以上の人、または40歳~64歳の人で要介護 認定を受けている人は、転出手続きの際に被保険者 証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

問 高齢福祉課 ☎0893(24)1714

【小・中学校の転校】の

市外の小・中学校に転校する場合は「転学通知書」 を受け取り、現在通学中の学校(転校前の学校)に 提出してください。

問 教育総務課 ☎0893(24)1733

【上下水道の使用開始・中止】 6

3~4月は混雑が予想されるため1週間前には上 下水道課で申し込みをしてください。(電話または 「えひめ電子申請システム」での申し込み可)使用 中止後の料金の請求は2~3カ月遅れとなります。

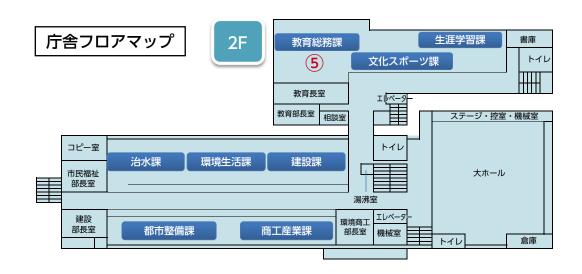
また、井戸水を使用し公共下水道に排水している 場合、世帯の人数が変わると下水道使用料も変更と なるため、人数が変わるときは異動届を提出してく ださい。

問 上下水道課

☎0893(24)3753(上水道)

☎0893(24)1720(下水道)





マイナンバーカードの利活用シーンは拡大しています

マイナポータルから転出の届け出ができます 「引越し手続きオンラインサービス」

全国の市区町村で市外へ引っ越しするときの手続 き(転出届)がオンラインで届け出できるようにな りました。このサービスを利用する人は、転出にあ たり今まで住んでいた自治体への来庁が原則不要と なります。(転入先市区町村の窓口で転入届などの 手続きは必要です)

【サービスを利用できる人】

署名用電子証明書暗証番号(英数字6~16桁)が 有効なマイナンバーカードを持っている人で、日本 国内での引っ越しをする人または引っ越しする人と 住民票上同一世帯の人

【事前に準備するもの】

▷マイナンバーカードと各種暗証番号

- ・利用者証明用(数字4桁)
- ・券面事項入力補助用(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6~16桁)

▷マイナンバーカード読み取りに対応したスマート フォン(またはパソコン・ICカードリーダライタ) ▷マイナポータルアプリのインストール

▷連絡先電話番号

▷新しい住所

【手続きの際の注意】

▷転入の手続きは、引っ越しする本人が来庁する必 要があります。(必ずマイナンバーカードを持参 してください。)

▷マイナンバーカードに記載されている住所と現在 の住所が異なる場合は、窓口や郵送で転出の届け 出をしてください。

【問い合わせ先】

市ホームページ

マイナンバー総合フリーダイヤル

20120 (95) 0178

平 日:9:30~20:00

土日祝:9:30~17:30 (年末年始を除く)

※音声ガイダンスは[4番:マイナポータル]を指定

してください。

市民課市民係 ☎0893(24)1710

マイナポータルを使った引っ越し手続きの流れ



①マイナポータル で必要項目を入 力する。



【マイナポータル】

②マイナポータルから 転出届を提出する。



今まで住んでいた自治体

同時に行う※

※マイナンバーカードで 電子署名をして送信



マイナポータル 別途アプリのインストールが 必要です。

②引っ越し先の自治 体窓口へ行く予定 日を連絡する。

③自治体間で今 までの住所な どの情報を事 前に通知する。





引っ越し先の自治体

※②転出届と窓口へ行く予定日の連絡は、マイナポータル上で同時に行います。

「書かない窓口」を導入しています

住民票の写しなど証明書の申請や転出、転入などの住民異動届を 提出するときにマイナンバーカードを持参すると、申請書などを書 かずに手続きすることができます。(一部申請書などを除く。)

また、本人が印鑑登録証明書を申請する場合に限り、印鑑登録証 の持参を省略することもできます。

※代理人が印鑑登録証明書を申請する場合は、これまでどおり印鑑 登録証が必要です。誤って処分しないようご注意ください。

書かない窓口の利用には、利用者証明用電子証明書暗証番号(数 字4桁)が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

【利用箇所】

市民課・税務課および各支所

【取扱証明書】

市民課および税務課の各種証明書



【問い合わせ先】

市民課市民係 ☎0893(24)1710 税務課 ☎0893(24)1711



コンビニで一部証明書を取得できます

本人がマイナンバーカードを利用して、コンビニ エンスストアの店舗内に設置されているマルチコ ピー機のタッチパネル画面を操作することで、各種 証明書を取得できます。

利用には、利用者証明用電子証明書暗証番号(数 字4桁)が搭載されたマイナンバーカードが必要で す。

	取得できる証明書	証明手数料
1	住民票の写し	300円
2	印鑑登録証明書	300円
3	戸籍証明書 (現在戸籍のみ)	450円
4	戸籍の附票の写し	300円
5	課税・所得証明書 (現年度のみ)	300円

※1・2・5の証明書について、転出者や転出予定者 は取得できません。

※3・4は大洲市に本籍がある人のみ

【利用時間】

6:30~23:00

(年末年始、保守点検日を除く)

【利用店舗】

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマー トなど(マルチコピー機設置店舗に限る)

3月1日金から本籍地以外の市区町村の窓口 でも戸籍全部事項証明書などの交付請求ができ るようになります。コンビニで証明書を取得で きない自治体に本籍地がある人も市役所や各支 所の窓口で取得できるようになりま ■ すので、ご利用ください。

詳しくはホームページをご覧くだ さい。



【問い合わせ先】

市民課市民係・戸籍係 **20893 (24) 1710** 税務課市民税係 **20893 (24) 1711**



市ホームページ

軽自動車や原付バイクなどの変更手続きを忘れていませんか?

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点での車 両所有者にその年額が課税されます。

車両の譲渡や廃車などがある場合や、車両の所在 が分からなくなった場合は、早めに下記の手続きを 行ってください。

3月末日までに手続きが行われなかった場合は、継続 して課税されます。年度途中で廃車などの手続きをして も課税の取り消しはできません。ご注意ください。

なお、軽自動車税 (種別割)に、月割課税制度はあ りません。

【問い合わせ先】

税務課収納係 ☎0893(24)1711 長浜支所 **☎**0893 (52) 1111

20893 (34) 2311 肱川支所

河辺支所 **20893 (39) 2111**



軽自動車検査協会愛媛事務所

2050 (3816) 3124

愛媛運輸支局

2050 (5540) 2076

車 種	申請窓口	必要なもの	
125cc以下の小型バイク (原動機付自転車など)	税務課 または	【廃棄】 申請者本人確認書類、ナンバープレート、車名・車台番号・総排気量がわかるもの ※ナンバープレートがない場合は「解体証明書」の添付など 【紛失・盗難】	
小型トラクターや農耕車、 フォークリフト など		申請者本人確認書類、遺失・盗難届出証明または届出受理番号 【名義変更】 申請者本人確認書類、車名・車台番号・総排気量がわかるもの	
三輪・四輪の軽自動車、 ボートトレーラー	軽自動車 検査協会	軽目動車検査協会、運輸支局または車両販売店などにお問い合わせくださ	
125cc超の二輪車 運輸支局		10% 	

おおず買物等割引チケットを配布します

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を 受けている市民の負担緩和と、消費喚起を通じた市 内の店舗・事業所の支援、地域経済の活性化を図る ため、全ての市民が市内の取扱店舗で使える「おお ず買物等割引チケット」を配布します。

【配布枚数】

1人あたり割引額500円券×10枚(5,000円分)

【配布対象者】

令和5年12月31日時点で大洲市住民基本台帳に登 録がある人

【利用期間】 3月23日(土)~7月31日(水)

【配布方法】

対象者の属する世帯主宛てに「ゆうパック」で送 付します。

※不在などで郵便局の保管期限が切れる3月25日側 以降は、商工産業課(市役所本庁2階)で保管しま す。受け取る場合は、世帯主の本人確認書類を持 参の上、窓口にお越しください。

【取扱店舗】

大洲市内の「おおず買物等割引チケット取扱店舗 ステッカー」が貼ってあるお店



(割引チケット見本) 【利用方法】



(取扱店舗ステッカー見本)

1.000円ごとの物品購入などの取引において500 円券1枚が利用できます。

(例1) 1,500円の買物

割引チケット1枚(500円分)と現金1,000円

(例2) 3.300円の買物

割引チケット3枚(1,500円分)と現金1,800円

【割引チケットが利用できないものの例】

▷現金との換金、金融機関への預け入れ

▷商品券、図書券、切手、プリペイドカード、乗車券 など金銭と同じ意味を持つ換金性の高い物の購入

▶土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場代などの 不動産に係る支払い

▷たばこの購入

【問い合わせ先】

市ホームページ

商工産業課商工振興係 ☎0893(24)1722

新型コロナワクチンの無料接種が終了します

新型コロナワクチンの接種を無料で受けることが できるのは、令和6年3月31日田までです。

接種を希望する人は、期間内に余裕をもって受け てください。

初回接種が完了している人で、令和5年9月 20日以降に追加接種を受けていない人

令和6年3月31日まで無料で追加接種を受ける ことができます。令和5年9月20日以降に追加接 種を受けた人は接種終了です。

1・2回目(生後6カ月~4歳の人は1~3 回目)の初回接種が完了していない人

令和6年3月31日まで無料で接種を受けること ができますが、2回目以降が3月31日以降になる 場合、2回目以降の接種費用は有料になります。



市ホームページ

令和6年4月1日以降の接種について

65歳以上の人・60~64歳で対象となる人(※)

インフルエンザワクチンと同じように、定期 接種として有料で秋冬に1回接種を行います。

自己負担額などの詳細は未定です。また、時 期を問わず自費で接種を受けることもできま す。接種費用は未定です。

※60~64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能 に障害があり、身の回りの生活が極度に制限 される人、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)によ り免疫の機能に障害があり、日常生活がほと んど不可能な人

上記以外の人

任意接種として、時期を問わず自費で接種を 受けることができます。接種費用は未定です。

【問い合わせ先】

健康増進課地域医療係 ☎0893(23)9117

市役所本庁の 夜間窓口業務体制が変わります

3月1日 金から、保安警備体制の強化などを目的 として、市役所本庁の夜間(17:15~翌8:30)宿直 業務を民間事業者へ委託します。

これまで職員が行っていた夜間窓□業務(戸籍届 書受領、火葬予約など) は、委託先の警備員が行い ます。

円滑に体制を移行するため、令和6年3月および 4月は、職員と警備員などが連携して窓口対応を行 い、5月1日例からは、警備員による夜間窓口対応 へ完全移行します。

市民のみなさんのご理 解をお願いします。

【問い合わせ先】

総務課職員係 **20893 (24) 1723**

大洲市交通災害共済を廃止します

大洲市では、交通事故などに対する民間保険制度 が十分でなかったことを理由に交通災害共済制度を 設けていましたが、民間保険の普及・充実に伴い、 令和6年3月31日回をもって、共済事業を廃止し ます。今後は民間の保険をご利用ください。

長年にわたる交通災害共済へのご加入・ご利用に 感謝いたします。

【交通災害共済廃止後の見舞金請求について】

令和4年度または令和5年度に交通災害共済に加 入し、加入期間中に交通事故に遭った人は、共済事 業廃止後も、事故発生日の翌日から2年間は見舞金 を請求することができます。

請求方法は、危機管理課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

危機管理課地域安全係 **2**0893 (24) 1742



市ホームページ

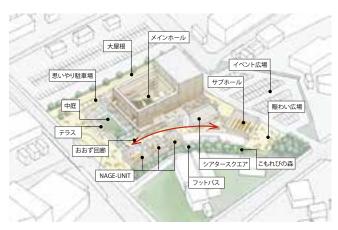
大洲市民文化会館整備「基本設計」 の市民説明会を開催します

このたび、建物の概略を決める「基本設計」をま とめましたので、説明会を開催します。

ぜひ、ご参加ください。

【日時】 3月19日(火) 19:00~20:00

【場所】総合福祉センター 4階多目的ホール



【問い合わせ先】

財政契約課

市民文化会館建設推進室

20893 (24) 1721



市ホームページ

第76回観光さくらまつり

今年も城山公園、冨士山公園、祇園公園でさくら まつりが開催されます。城山公園、冨士山公園のソ メイヨシノ、祇園公園の八重桜と、桜が順に咲き乱 れます。春の訪れを感じにお出掛けください。

【期間】 3月19日(火)~4月25日(木)

【桜の本数】

▷城山公園 (ソメイヨシノ) ▷冨士山公園 (ソメイヨシノ)

約200本 約3,000本

▷祇園公園 (八重桜) 約700本



【問い合わせ先】

市ホームページ

大洲市観光協会 ☎0893(24)2664

若年者対象「合同企業説明会|

愛媛県内の企業への就職を希望する若者を対象 に、若年者採用予定のある企業25社(予定)による 合同企業説明会を開催します。

参加企業は決定次第、わくわくワーク愛媛ホーム ページに掲載します。

【日時】 3月15日金 13:30~17:00

(受け付け開始13:00~)

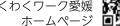
【場所】松山市総合コミュニティセンター

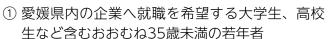
企画展示ホール1F

(松山市湊町7丁目5番地)

わくわくワーク愛媛

次の県外・県内在住者





② 上記の保護者(※見学を可能とします。)

【その他】

参加無料・予約不要・服装自由・履歴書不要 【問い合わせ先】

若年者地域連携事業事務局(愛媛労働局委託事業) <受託企業>㈱東京リーガルマインド松山支社 **2**070 (1746) 5333

令和6年度バランスボール教室 の受講生を募集します

体幹を使ったトレーニングやストレッチをリズム に合わせて楽しくエクササイズする教室です。

【日時】令和6年4月~令和7年3月の毎週土曜日 1部13:30~14:30 2部15:00~16:00 ※受講時間の指定はできません。

【場所】総合体育館 格技室

【対象】市内在住の人 【参加費】無料

【定員】1教室あたり40人程度

【申し込み方法および期限】

3月15日 金までに総合体育館に 電話またはメールで申し込んでく ださい。なお、応募者多数の場合は、 抽選により受講生を決定します。



【申し込み・問い合わせ先】

総合体育館 ☎0893(24)6255

ウォーキングイベント「春うららOZU健康ウォーク」の参加者を募集します

大洲市と㈱アールビーズとの包括連携協定に基づ き、スマホアプリ「スポーツタウンウォーカー」を 使ったオンラインウォーキングイベントを開催しま す。

このイベントは、スマートフォンが1台あれば、 場所を問わず、どなたでも参加することができます。

イベント開催期間中の歩数をカウントし、他の参 加者と順位を競い合いながら楽しく健康づくりに取 り組めます。イベント参加者には、市の特産品など が当たる懸賞企画も用意しています。

ぜひ、ご家族、ご友人と一緒にアプリの登録およ びイベントの参加をお願いします。

【種目】ウォーキングの部

【計測アプリ】スポーツタウンウォーカー

【開催期間】3月1日金~3月20日份

【**申込期間**】 2月10日(土)~3月20日(水)

【参加料】無料



【参加方法】

① アプリをインストール





iOS版

Android版

- ② アプリからイベントの参加申し込み
 - 1. イベントを探す
 - 2. このイベントを選択
 - 3.「参加する」を押して申し込み完了
- ③ 開催期間になったらスタート スマートフォンを持って歩くだけで、歩数を計

測し、期間中の累計歩数でランキングされます。

アプリの詳しいインストール手順については動画 で確認してください。

> インストール手順動画 (YouTube)





Android版

【問い合わせ先】

文化スポーツ課スポーツ推進係 ☎0893(24)1734

フラワーパーク体験農園の利用者募集

フラワーパーク内にある体験農園で花や野菜を育てて みませんか。

WALKER

【場所】大洲市西大洲甲1766番地第7

【募集区画】6区画(1区画あたり2m×5m)

※希望者多数の場合は抽選になります。

【利用できる人】

市内に住所を有する人または市内に勤務する人

【利用料金】1区画につき年間2,620円

【利用期間】令和6年4月1日的~令和7年3月31日的

【申込受付期限】3月19日(火)

【申し込み方法】

申請書を農林振興課窓口へ持参または郵送

【申請書】

農林振興課窓口または市ホームページで入手できます。

【申し込み・問い合わせ先】 農林振興課農業振興係 **20893 (24) 1727**



市ホームページ





特別展「大洲藩刀工岡本家」を開催中

大洲市立博物館では、現在「大洲藩刀工岡本家 ~歴代刀工の技と美~| と題した特別展を開催して います。

大洲藩お抱え刀工を勤めた岡本家は、吉田藩領三 間郷の刀匠・山城守 源国道の高弟であった岡本国道 が、寛文10年(1670)頃2代藩主加藤泰興に召し抱 えられたのが始まりとされています。

その後、幕末期まで7代にわたって大洲藩の刀工を 勤めました。

特に、6代隆国と7代圀良は、江戸の刀工・水心子 正秀の門下となり鍛刀の技術を学び、歴代の中でも 名工と称されるほどで、現在も市内に多くの秀作が 残されています。

特別展では、令和4年度に岡本家のご子孫から大 洲市の指定文化財に指定されている刀剣をはじめ掛 け軸など数多くの資料を寄贈していただいたことを契 機に、これまで当館が収集してきた刀剣と併せて、大 洲藩刀工岡本家歴代の作品を展示紹介しています。

【会期】4月7日回まで

【会場】博物館4階展示室

【時間】9:00~17:00

【休館日】毎週月曜日

※祝日と重なる場合は翌平日



大洲市指定有形文化財 「刀 銘 岡本隆国 文政三年二月日」



「脇差 銘 閉良造之 天保八年仲秋吉日」

【問い合わせ先】

大洲市立博物館 ☎0893(24)4107

愛媛県立松山東高等学校通信制課程 の入学生を募集します

松山東高等学校は通信制課程のある県内で唯一の 公立高等学校です。令和6年度前期入学生(4月入 学)を募集しています。詳しくは、松山東高等学校 へお問い合わせください。

【入学資格】

- ▶中学校などを卒業した人または中等教育学校前期 課程を修了した人(令和6年3月卒業・修了見込 みの人を含む)
- ▷中学校卒業程度の学力を有すると認められる人
- ▷高等学校または中等教育学校後期課程に在学中 または中途退学した人



松山東高等学校 通信制課程 ホームページ

バス待合所が新しくなりました

老朽化していた平野地区「夜昼パークタウン前」 のバス待合所を、地元企業の仙味エキス株式会社が 新設し、寄贈していただきました。

積極的な公共交通の利用にご協力ください。





【問い合わせ先】

復興支援課活力創造係 ☎0893(57)9989



松山東高等学校通信制課程 **2**089 (945) 0131

啓発番組「セカンドオピニオン~自分スタイルの発見~」を配信しています

女性活躍推進につなげようと、さまざまな分野で活躍している 大洲市在住や出身の女性にスポットを当て、その活動内容や働き 方、考え方、いつも心掛けていること、苦労したことやその解決策、 今後の目標などをインタビューした啓発番組を制作し大洲市公式 Youtubeで配信しています。ぜひ視聴ください。

※名前や職場については撮影当時のものです。

市YouTubeチャンネル 「セカンドオピニオン」

山中 志麻 さん 市立大洲病院看護部長



【問い合わせ先】 企画情報課男女共同参画係 **20893 (24) 1728**



河野 宏美 さん 山川 桃花 さん 救急救命士・消防士



今井 英里 さん カトラッチャ珈琲焙煎所

清水 恭美 さん

ポコペン横丁管理人





村元 有紀 さん ㈱エレファントファーム





今蔵 綾乃 さん 英 さん 大宮 愛媛FCレディース





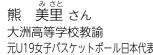
坂本 真美 (麗峰) さん 吟詠スーパーチーム





山鬼 育子 さん OZU+ (オオズプラス代表)







元U19女子バスケットボール日本代表



大石 千枝 さん ㈱グラン・ジュテ 代表取締役





横山 真美子 さん 地域活性化起業人





大木 春菜 さん ㈱せいかつ編集室 編集者・ライター





ぼうし さき さん うたうイラストレータ-



【消費者啓発】今、本当に必要ですか?その点検

【相談事例】

- ▷ 「屋根瓦のずれを無料で点検する」と言って業者 が突然訪ねて来た。点検後、撮影した屋根の写真 を見せられて「今なら割り引きする」と勧誘され たため、120万円の屋根工事の契約をした。
- ▷ 「下水道の清掃で排水管の無料点検を行っている」 との電話があり、点検を承諾。点検後に清掃の契約 を勧められ、すぐ返事をするようせかされたことか ら5万円で清掃を頼んだ。
- ▷「床下の消毒」を勧められ、3千円と低価格だった ので契約。点検後、ゴキブリの死骸 や卵の写真を見せ「ゴキブリ駆除と シロアリ予防の消毒をした方がい い。今すぐ契約すれば10万円割引 した30万円にする」と言われ、契 約した。





【アドバイス】

- ▷突然、無料で点検すると勧誘してくる業者 には安易に点検させないようにしましょう。
- ▷「点検」と称して工事や清掃サービスなど の契約を取り付けようとします。一度契 約すると他の場所も点検すると言って、 次々と契約させようとしてくるケースも あります。
- ▷必要のない契約はきっぱり断りましょう。 点検内容に不安がある場合は、信頼のあ る複数の業者に見てもらいましょう。
- ▷突然の来訪で契約した場 合や、依頼した内容と違う 契約をした場合などは、ク ーリングオフができる場合 があります。





愛媛県消費生活相談窓口 イメージキャラクター [こまどりのPiPi(ピピ)]



市ホームページ

【消費生活に関する相談窓口】

大洲市消費生活相談窓□ ☎0893(24)1790 愛媛県消費生活センター ☎089(925)3700

消費者ホットライン

☎188(いやや!)

春季全国火災予防運動

3月1日 金から3月7日 休までの1週間は、「春 の火災予防運動週間」です。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに あたり、火災予防意識について一層の普及を図るこ とで、火災の発生を防止し、死傷者をなくすととも に財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時 期に実施しています。

消防署では、この期間中に各家庭への防火訪問や 広報活動などを実施しますので、ご理解とご協力を お願いします。



火の用心の心掛け

- ① 住宅用火災警報器の設置と 定期的に作動確認をする。
- ② コンセントは定期的に清掃 する。
- ③ 風の強い日や空気が乾燥して いる日は、たき火をしない。
- ④ たばこの火は確実に消し、 寝たばこを絶対にしない。
- ⑤ 高齢者や身体の不自由な人 を守るために地域の協力体 制を作る。

【問い合わせ先】

長浜支署 川上支署

大洲消防署本署 ☎0893(24)0119 **2**0893 (52) 0119 **2**0893 (34) 2851



ホームページ

